

オーナーさん・テナントさんの 民法改正対応 不動産賃貸・売買契約の基礎知識

参加
無料

共催／東京商工会議所 経済法規委員会

売掛金などの債権分野を中心に、民法が120年ぶりに大改正されました。民法は商売の最も基本的なルールであることから、改正の影響はほとんど全ての企業に及びます。

今回は、中小企業の方向けに、**不動産賃貸・売買契約を中心とした**法改正のポイントを2時間で解説します。

専任の法務担当者を置いていない企業様、総務・営業などの担当者が契約書を作成し、経営者がチェックしている企業様、経営者様・他部門担当者様など法律には少し自信がない方のご参加もお待ちしています。

日時：2018年9月7日(金) 14:00~16:00

会場：世田谷産業プラザ3階 大小会議室

世田谷区太子堂2-16-7

(東急田園都市線 三軒茶屋駅北口A徒歩2分)

講師：海谷・江口・池田法律事務所

弁護士 江口 正夫 氏

費用：無料 定員：80名(先着順)

申込み：①下の申込書にご記入のうえ、FAX送信ください。

②満席等によりご参加いただけない場合のみ、ご連絡します。連絡がない場合は、受付完了ですので、直接会場にお越しください。

③受付で本申込書をご提出ください。

◆WEBからも申し込めます
<http://event.tokyo-cci.or.jp/> イベント番号[88268]

こんな方におすすめします！

- ◆アパート・賃貸ビルのオーナー様
- ◆商店街の貸店舗オーナー様
- ◆事務所・店舗等を借りている企業様
- ◆不動産管理・仲介業者様

主な内容(予定)

- ◆民法改正の目的、基本的な考え方
- ◆賃貸借契約における主な改正と対応
 - ・賃借人の修繕権の明文化
 - ・一部使用収益不能の場合の賃料の当然減額
 - ・通常損耗は原状回復義務の対象ではないことの明文化 等
- ◆売買契約における主な改正と対応
 - ・瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

<FAX 送付先03-3413-1465>

会社名			TEL	
			FAX	
所在地				
お名前		役職		Mail
お名前		役職		Mail

※ご記入いただいた情報は、本講座を受講していただくために必要なご連絡等に使用すると同時に、参加者名簿(記録用・講師用)作成、および当商工会議所からの各種情報提供に利用いたします。